

公益財団法人榊原記念財団における公的研究費にかかわる取引業者に対する基準

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人榊原記念財団（以下「当財団」という。）が、競争的資金を中心とした公募型の研究資金又は受託研究事業等の委託金（以下「公的研究費」という。）を利用して発注する物品及び印刷物の調達、役務の提供に係る委託、工事の請負その他の契約について、誓約を遵守する誓約書とともに契約の適正な履行を確保するため、取引業者が不正取引や贈賄等を行った場合の措置及びその手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2 誓約書の対象業者は、1年間につき2回以上発注し、年間の総取引額が50万円以上を対象とする。

(取引停止等の措置)

第2条 統括管理責任者は、取引業者が誓約書における誓約事項のいずれかを守れなかったとき、情状に応じて期間を定め、取引停止の措置を行う。

(下請負人並びに共同企業体及びその構成員への適用)

第3条 統括管理責任者は、前条の規定により取引停止を行う場合において、その措置について責めを負うべき下請負人があるときは、その下請負人について、その元請負人に対して行う取引停止期間の範囲内で取引停止の措置を行うものとする。

2 統括責任者は、前条の規定により、共同企業体について取引停止措置を行うときは、その共同企業体である構成員（明らかに取引停止措置について責めを負わないと認められる者を除く。）について、その共同企業体の取引停止期間の範囲内で取引停止の措置を行うものとする。

3 前条の規定による取引停止措置に係る者を構成員に含む共同企業体について、その取引停止期間中は当財団と取引することはできない。

4 前条の規定による取引停止措置に係る者を下請け又は委託先として使用する業者について、その取引停止期間中は当財団と取引することはできない。

(取引停止期間)

第4条 一つの事案による取引停止期間は、1か月以上12か月以内とする。

2 取引停止措置を受けた業者が、その期間中において、さらに別表各号の措置要件に該当することとなったとき、その都度1か月以上12か月以内の範囲において取引停止措置の期間を加算する。

3 取引停止措置を受けた業者が、その取引停止措置の期間満了後1年を経過するまでの間に新たな事案により取引停止措置をする場合の期間について、2か月以上24か月以内とする。

4 統括管理責任者は、取引停止措置を行う場合において、当該業者に極めて悪質な理由があると認められるとき又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるとき、取引停止措置の期間を延長することができる。

5 統括管理責任者は、取引停止措置の期間中の業者がその事案について情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由が明らかになったと認めるとき、取引停止措置の期間を変更す

ることができる。

6 統括管理責任者は、取引停止措置の期間中の業者がその事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、その業者について取引停止措置を解除するものとする。

(取引停止措置に至らない理由に関する措置)

第5条 統括管理責任者は、取引業者が第2条の規定による取引停止措置に至らない場合で、必要があると認めるとき、当該業者に対して書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(取引停止措置の通知)

第6条 統括管理責任者は、次の各号に掲げる措置を行ったとき、その業者に対して遅滞なく、書面により通知するものとする。

- (1) 第2条又は第3条第1項若しくは第2項に基づく取引停止措置
- (2) 第4条に基づく取引停止措置の期間の変更又は取引停止措置の解除

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和4年4月1日に修正、施行する。